

金山町立金山小学校 いじめ防止基本方針

【いじめの定義（いじめ防止対策推進法より）】

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止等のための基本的方向

- (1) いじめはどの子どもにもどの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されないこと」の理解を促していくことが必要である。

そのために、学校は、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的対策を計画的、継続的に組織として取り組まなければならない。

また、いじめ問題への取り組みの重要性について、家庭、地域の認識を深め、学校と家庭、地域が一体となって取り組んでいくことが大切である。

- (2) いじめ防止等のための取り組み方針

- ① いじめ防止等の取り組みを未然防止、早期発見、即時対応を柱として計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめ防止等に関する取り組みの年間計画を作成する。（いじめ防止対策年間計画内に）
- ③ 児童アンケートを活用して学校の実態を把握する。
- ④ 校内研修等の充実を通して「学校基本方針」に対する教職員の共通理解といじめに対する意識啓発を図り、いじめ防止の取り組みに対する資質を向上させる。
- ⑤ PDCA サイクルによる検証、見直しを図る。

- (3) いじめ防止等の対策のための組織の設置と役割

- ① いじめ対策委員会を設置し、その構成は、生徒指導委員会と兼ねる。
- ② 役割は以下のとおりとする。

ア 「学校基本方針」に基づく取り組みの実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。

イ いじめの相談・通報の窓口。

ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに関わる情報の収集、記録、共有を行う。

エ いじめの疑いに関わる情報があつたときは、会議の開催、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導・支援体制や対応方針の決定、保護者との連携等組織的対応の中核を担う。

- (4) 家庭・地域との連携

- ① 保護者への意識啓発
- ② 情報発信及び基本方針の周知
- ③ 地域の諸活動による未然防止

- (5) 関係機関等との連携

- ① 警察、町教委、民生児童委員等との連携
- ② 小中連携の強化

2 いじめ防止等のための具体的な取り組み

- (1) 未然防止のための取り組み
 - ① 道徳教育の充実
 - ② 人権教育の充実
 - ③ 社会性の育成
 - ④ 中一ギャップ解消の取り組み
 - ⑤ 教職員間の連携・情報交換
- (2) 早期発見のための取り組み
 - ① 定期的なアンケート実施
 - ② 教育相談の実施
 - ③ 日常観察
- (3) 即時対応の取り組み
 - ① 町教委への報告
 - ② いじめ対策委員会による状況調査（事実確認）
 - ③ いじめられている子どもへの支援
 - ④ いじめられている子どもの保護者への支援
 - ⑤ いじめを行った子どもへの支援
 - ⑥ いじめを行った子どもの保護者への支援
 - ⑦ そのほかの児童への対応
 - ⑧ 所轄警察署との連携
 - ⑨ 懲戒・出席停止制度の適切な運用

3 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な障害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合 等
 - ② いじめにより相当期間、学校を欠席することを余儀されている疑い
- (2) 重大事態発生時の対応
 - ① 学校が調査主体となった場合
 - ア いじめ対策委員会による調査体制作りと調査の実施
 - イ いじめを受けた児童及び保護者への適切な情報提供
 - ウ 調査結果の町教委への報告
 - エ 町教委の指導を受けた措置の実施
 - ② 金山町、金山町教育委員会が調査主体となった場合
 - ア 資料の提出
 - イ 調査実施への協力

(別紙)

いじめ防止年間計画